

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

秋田県山本郡三種町

2 構造改革特別区域の名称

みたねどぶろっく特区

3 構造改革特別区域の範囲

秋田県山本郡三種町の全域

4 構造改革特別区域の特性

○立地及び自然条件

三種町（以下「本町」という。）は、秋田県の北西部に位置し、西は日本海に面し、東は北秋田郡上小阿仁村、南は南秋田郡と男鹿市、北は能代市と接しています。

地積は、東西が約26 km、南北が約21 kmで、247.98 km²の面積を有し、このうち森林は135 km²と全体面積の約54%を占め、農用地が約24%、宅地が約3%となっています。

気候は、年間の平均気温が10℃～11℃前後と温暖ですが、冬は日本海特有の北西の季節風が強く吹き、四季の移り変わりが明瞭です。降雪日数は40日～50日で、降雪量は平野部で10 cm～50 cm、山間部では100 cm以上になるところもあります。

○人口と世帯数

2015年の人口は17,078人、世帯数は6,010世帯、高齢化率は39.6%で、2005年の人口20,438人、世帯数6,914世帯、高齢化率30.5%に比較すると、人口と世帯数は年々減少していますが、高齢化率は上昇しており、高齢者のみの世帯が増加しています。

○産業

本町の基幹産業である農業は、水稻が年間の販売額の約80%を占めており、主力はうるち米ですが、酒米の美山錦の生産量が8,000 kg程あります。

特産品のじゅんさい、メロン、乳用牛、大豆、ねぎ、促成アスパラガス、葉たばこの合計販売額は全体の18%で、農業従事者の高齢化や後継者不足から農家数は減少していますが、兼業農家数が減少し、専業農家が増えている傾向にあります。

また、農業以外では建設業や製造業の従事者が多いものの、それぞれ減少傾向にあります。

○観光

本町の観光については、豊かな自然が残る房住山、森岳温泉郷、日本海など多様な資源に恵まれており、生産量日本一を誇るじゅんさいの摘み取り体験や夏のイベントであるサンドクラフト、森岳温泉まつりなどが観光の柱となっています。

しかし、観光客のほとんどが通過型であるため、町内での滞在時間を増加させ、町内における消費活動を促進することが重要課題となっています。

5 構造改革特別区域計画の意義

本町は、これまで行政主導で自治組織や観光交流を牽引してきましたが、全国的な課題でもある人口減少と少子高齢化の流れに直面しており、町政運営や産業経済部分について変革が必要な局面を迎えています。

そのような中で、町が、住民自らがまちづくりに参画する活動を支援して来たことにより、自治会運営や福祉サービス、若者による地域おこし等で住民が積極的にまちづくりに参画しています。じゅんさい摘み取り体験やイベントなども同様に、住民が主体となった活動を行っていますが、観光客は体験や通過型が多く、滞在型の観光客を増やすことが課題となっています。

そこで、本特例措置を活用した濁酒を製造、提供することにより、地域資源を活かした観光に付加価値を付け、町内の飲食店や農家民宿、農家レストランなどで滞在時間を増やし、町内での

消費活動の促進を図ります。

また、農業所得向上を目指す専業農家にとっても6次産業化に取り組みやすい環境が整い、グリーンツーリズムへの参入が容易になります。さらには、都市と農村の交流人口が増加することで、都市の住民が都市から農村への移住を考える契機になることが期待されます。

以上のことから、本町にとって構造改革特別区域計画は、この地域に暮らす住民にとって、非常に重要な意義があるため、農業、観光、特産品開発等で各関係機関と連携し、本町独自の濁酒ブランドの確立を目指します。

6 構造改革特別区域計画の目標

本町にある農家民宿や飲食店では、特産品であるじゅんさいを活用したじゅんさいだまこ鍋や、地元で採れた山菜やきのこを使った郷土料理、地元産のそば粉を活用した手打ちそばなど、四季折々の旬の食材を活用した料理を楽しむことが出来ます。さらに、きりたんぽやだまこ鍋の手作り体験やそば打ちなど、工夫を凝らした体験型のメニューも提供しています。

そこに濁酒の提供をプラスすることにより、旬の食材を利用した郷土料理や地域資源を活かした観光の付加価値を高め、観光客の滞在時間の増加を図り、町内における消費活動の拡大を目指します。

また、特定農業者の増加に取り組み、グリーンツーリズムの推進や農家民宿などの起業に波及させることで、地域の活性化を図ります。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画の実施により、特産品であるじゅんさいや郷土料理と合わせた濁酒の提供が可能になり、新たな地域ブランドが構築できます。さらに、新たな体験メニューの開発による都市と農村との交流人口の増加、ふるさと納税返礼品への登録、地域内での滞在時間増加による消費拡大等で、住民の所得向上などの経済効果が見込めます。

また、特定農業者が増加し、グリーンツーリズムの推進や農家民宿などの起業の増加による農業の6次産業化や、濁酒や郷土料理の提供増加による農産物の消費拡大によって農業所得の向上が見込まれ、高齢化による農業の後継者不足の解決も期待できます。

表1 経済的社会的効果の指標

① 濁酒製造特定農業者数

| 区分 | 2017年実績 | 2020年目標 | 2022年目標 |
|--------|---------|---------|---------|
| 特定農業者数 | — | 1 | 3 |

② 観光客入込数（人）

| 区分 | 2017年実績 | 2020年目標 | 2022年目標 |
|-------|---------|---------|---------|
| 宿泊客数 | 22,290 | 22,800 | 23,300 |
| 日帰り客数 | 832,297 | 835,000 | 837,000 |
| 計 | 854,587 | 857,800 | 860,300 |

(資料) 三種町商工観光交流課実績

③ 主な農産物の販売額（千円）

| 区分 | 2017年実績 | 2020年目標 | 2022年目標 |
|------|-----------|-----------|-----------|
| 水稻ほか | 5,774,241 | 5,776,000 | 5,778,000 |

(資料) 三種町農林課実績

8 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

別 紙

1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、民宿、料理・飲食店など）を営む農業者（以下「特定農業者」という。）で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料としてその他の醸造酒（以下「濁酒」という。）を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関わる主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

秋田県山本郡三種町の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、特定農業者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として濁酒を製造する場合、酒類製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

それにより、既存の農家レストラン、民宿等の付加価値が高められるとともに、他の農家の農家レストラン、民宿等の起業を促進させることになり、町内各地のグリーンツーリズムの取り組み全体に対する波及効果が高く、将来的に町の交流人口拡大や農業所得増加につながる事が期待される。

なお、当該特定事業により特定農業者が酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

本町は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。